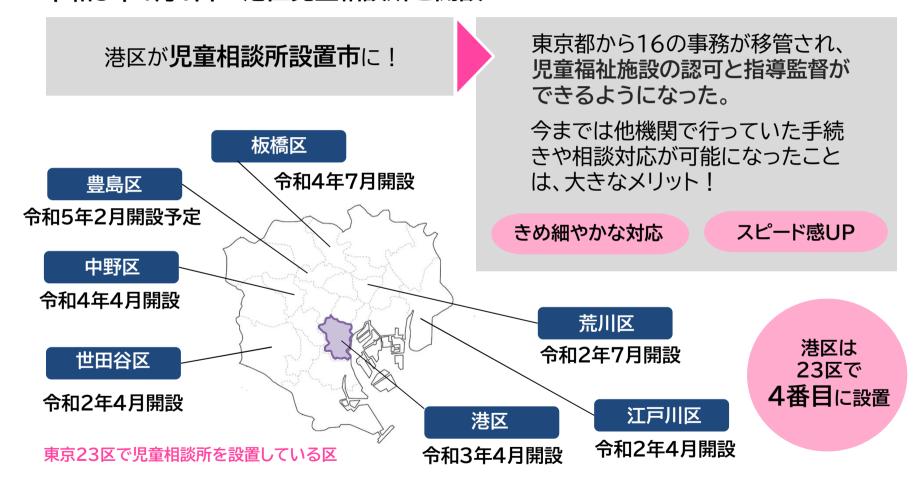


~保育施設の困りごとや課題解決を手助け~ 全ての区内認可保育施設等に保育アドバイザーを派遣します!

令和4年11月17日 区長定例記者発表

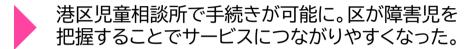
令和3年4月1日 港区児童相談所を開設



主な児童相談所設置市事務の実績と効果の一例

1「愛の手帳」の判定事務

新宿区にある児童発達支援センターで判定を実施しており、区民は申請に行く必要があった。



? 「愛の手帳」とは、東京都愛の手帳交付要綱で定められた、知的障害の方に交付される手帳のこと。

2 里親に関する事務

里親制度についての詳細な説明は区では実施できず、東京都の機関を案内していた。

月に2回、制度の説明会を実施。区民の里親制度 への関心が高まり、里親登録者数が増加した。

令和3年4月 28家庭 ⇒ 現在 36家庭(手続き中 24家庭)

また、児童相談所が窓口となって里親の相談を受けられるように。気軽に相談できる関係を構築できており、支援がスムーズになった。

3 保育所に関する事務

保育施設への児童福祉法に基づく指導は東京都が実施しており、直接の指摘はできなかった。

法定の指導検査に加え、認可保育園は月1度、認可保育園は1回/3カ月のペースで区職員が施設を訪問するなど、約1,000回の巡回指導を実施。

現在の保育施設への指導・訪問

巡回指導(区職員)

+

巡回支援指導(外部委託)



指導検査

年間約1,000回実施

専門知識が豊富な指導員を派遣希望制で40件の相談に対応

児相設置市になったことで実施

区職員が訪問する中で見えてきた課題

訪問時は運営が順調に見えても、表面化していないだけで、実は潜在的な問題・課題がある施設もあった。

職員の育成や指導が十分 にできない・・・

保護者とのコミュニケー ションがうまく取れない・・・ 潜在化していた問題が徐々に 大きくなり、最終的に保育施設単体 で解決できないほどの問題に発展 してしまうケースも・・・



保育施設のみでは対応が困難な大きな問題になる前に、潜在的な問題まで積極的に拾い 上げて早期に対応する必要がある! 105施設

区内の**すべての**認可保育施設などに保育アドバイザーを派遣

- ▶ 保育アドバイザーが幅広く相談に対応できるようにし、潜在的な問題にも早期に対応
- ▶ 現状確認後、改善に向けた指導を実施するため、全施設をそれぞれ2回程度、計210回訪問※ ※保育施設の課題や状況によっては2回以上

派遣期間 令和4年11月14日から令和6年3月まで

保育アドバイザー派遣の流れ

